

## 水質環境基準の水域類型指定一覧表

### 1 河川

#### (1) BOD等に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿武隈川	阿武隈川上流 (堀川合流点より上流)	A	イ	羽太橋	S46. 5. 25 閣議決定	[ H21. 3. 31 環境省告示14号 ]
	阿武隈川中流(1) (堀川合流点から五百川合流点まで)	B	イ	阿久津橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	[ " ]
	阿武隈川中流(2) (五百川合流点から内川合流点 (宮城県)まで)	B	ロ	大正橋	S46. 5. 25 閣議決定	[ " ]
	社川 (全域)	A	イ	王子橋	"	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	A	イ	須賀川市水道取水点	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	大滝根川 (谷田川を含む)	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	A	イ	馬場川合流点前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	イ	幕ノ内橋上流	"	"
	逢瀬川 (幕ノ内橋より下流)	C	イ	阿武隈川合流前	"	"
	五百川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より上流) [pHを除く]	A	イ	日ノ倉橋上流	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より下流) [pHを除く]	A	イ	阿武隈川合流前	H21. 3. 23 県告示189号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
	松川 [pHを除く]	A	イ	阿武隈川合流前	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	摺上川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より上流及び小国川)	A	イ	館ノ腰橋上流(広瀬川) 広瀬川合流前(小国川)	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダ ム貯水池より下流の北須川)	B	ハ	猫啼橋	H13. 3. 27 県告示306号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	A	イ	やなぎ橋	"	
	阿賀野川	阿賀野川(1) (大川橋より上流で、大川ダム貯水池 (全域)に係る部分を除く)	A	イ	田島橋	S48. 3. 31 環境省告示21号
阿賀野川(2) (大川橋から日橋川合流点まで)		A	イ	宮古橋	H14. 7. 15 環境省告示21号	[ " ]
阿賀野川(3) (日橋川合流点から新郷ダムまで)		A	ハ	新郷ダム	S48. 3. 31 環境省告示21号	[ " ]
阿賀野川(4) (新郷ダムより下流)		A	イ	麒麟橋、横雲橋 (新潟県)	"	[ " ]

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿賀野川	只見川	A	イ	西谷橋、藤橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	伊南川	A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (滝見橋より上流)	A	イ	滝見橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	湯川 (滝見橋より下流)	B	ロ	新湯川橋	〃	
	旧湯川	B	ロ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 〔pHを除く〕	A	イ	南大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より上流)	A	ロ	大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より下流)	A	イ	下川原橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
	濁川 (濁川橋より上流)	A	イ	濁川橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	濁川 (濁川橋より下流)	A	イ	山崎橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
那珂川	黒川 (栃木県境まで)	A	イ	栃木県境	S50. 3. 17 県告示265号	
久慈川	久慈川 (茨城県境まで)	A	ロ	松岡橋、高地原橋	〃	
小泉川	小泉川 (小泉橋より上流)	A	イ	小泉橋	S53. 4. 7 県告示458号	
	小泉川 (小泉橋より下流)	B	イ	百間橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
宇多川	宇多川 (清水橋より上流)	A	イ	堀坂橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	宇多川 (清水橋より下流)	A	イ	百間橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告 示285号の改正
真野川	真野川 (桜田橋より上流)	A	イ	落合橋	H18. 3. 24県告 示277号	S51. 3. 30県告 示354号の改正
	真野川 (桜田橋より下流)	A	イ	真島橋	H20. 2. 26 県告示131号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
新田川	新田川 (新田橋より上流)	A	イ	木戸内橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	新田川 (新田橋より下流)	A	イ	鮭川橋	H19. 10. 5 県告示676号	S48. 3. 31県告 示273号の改正
請戸川	請戸川	A	イ	請戸橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	高瀬川	A	イ	慶応橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
小高川	小高川 (善丁橋より上流)	A	イ	善丁橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
	小高川 (善丁橋より下流)	A	イ	白金橋 (ハツカラ橋補修 中のため)	〃	〃
木戸川	木戸川	A	イ	長瀬橋、木戸川橋	S50. 3. 17 県告示265号	
浅見川	浅見川	A	イ	坊田橋	S53. 4. 7 県告示458号	
大久川	大久川、小久川	A	イ	蔭磯橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
夏井川	夏井川 (好間川合流点より上流)	A	ロ	北ノ内橋 久太夫橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	夏井川 (好間川合流点より下流)	A	イ	六十枚橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
	仁井田川	A	イ	松葉橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	好間川 (町田橋より上流)	A	イ	岩穴つり橋	〃	〃
	好間川 (町田橋より下流)	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	〃	〃
藤原川	藤原川	C	ハ	愛谷川橋 みなと大橋	S48. 3. 31 県告示273号	
鮫川	鮫川 (山田川合流点より上流)	A	イ	井戸沢橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	鮫川 (山田川合流点より下流)	B	イ	鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川	C	ハ	小埦橋、蛭田橋	S48. 3. 31 県告示273号	

(注) 達成期間の分類は次のとおりであり、以下の表についても同じである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(2) 水生生物の保全に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
阿武隈川	阿武隈川(1) (羽出庭橋(宮城県丸森町) より上流)	生物A	イ	羽太橋、阿久津橋、 大正橋	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	社川	生物B	イ	王子橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	生物A	イ	須賀川市水道取水地点	〃	
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より上流)	生物A	イ	船引橋	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	谷田川	生物A	イ	谷田川橋	H22. 3. 26 県告示205号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
阿武隈川	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	生物A	イ	馬場川合流点前	H21. 3. 23 県告示187号	
	逢瀬川 (馬場川合流点より下流)	生物B	イ	幕ノ内橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	五百川	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	摺上川 (摺上川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	広瀬川	生物A	イ	館ノ腰橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	小国川	生物B	イ	広瀬川合流前	〃	
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	生物B	イ	猫啼橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	生物A	イ	やなぎ橋	〃	
阿賀野川	阿賀野川上流 (早出川合流点(新潟県阿賀野市)より上流に限り、大川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	田島橋、宮古橋、 新郷ダム(福島県)、 麒麟橋、横雲橋(新潟県)	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	只見川 (田子倉貯水池より下流)	生物A	イ	西谷橋、藤橋	H22. 12. 14 県告示738号	
	伊南川	生物A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (東山ダム貯水池を除く)	生物A	イ	滝見橋、新湯川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	旧湯川	生物B	イ	粟ノ宮橋	〃	
	宮川	生物A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	生物B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	生物B	イ	南大橋	〃	
	田付川	生物A	イ	大橋、下川原橋	〃	
	濁川 (濁川橋より上流)	生物A	イ	濁川橋	〃	
濁川 (濁川橋より下流)	生物B	イ	山崎橋	〃		
那珂川	黒川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	栃木県境	H20. 3. 18 県告示197号	
久慈川	久慈川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	松岡橋、高地原橋	H19. 3. 30 県告示242号	
小泉川	小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋	〃	
宇多川	宇多川 (福島県に属する水域に限る。 ただし、松川浦(全域)を除く)	生物A	イ	堀坂橋、百間橋	〃	
真野川	真野川 (真野ダム(全域)を除く)	生物A	イ	落合橋、真島橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
新田川	新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋	H19.3.30 県告示242号	
請戸川	請戸川 (大柿ダム(全域)を除く)	生物A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	生物A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川	生物A	イ	善丁橋、 白金橋(ハツカラ橋修 復中のため)	H20.3.18 県告示197号	
木戸川	木戸川	生物A	イ	長瀬橋、木戸川橋	H19.3.30 県告示242号	
浅見川	浅見川	生物A	イ	坊田橋	〃	
大久川	大久川及び小久川	生物A	イ	蔭磯橋	H20.3.18 県告示197号	
夏井川	夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫橋、 六十枚橋	H19.3.30 県告示242号	
	仁井田川	生物A	イ	松葉橋	〃	
	好間川	生物A	イ	岩穴つり橋 夏井川合流前	〃	
藤原川	藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大橋	〃	
鮫川	鮫川 (高柴ダム(全域)を除く)	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川 (小埜橋より上流)	生物A	イ	小埜橋	〃	
	蛭田川 (小埜橋より下流)	生物B	イ	蛭田橋	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

2 湖沼

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖 [pHを除く]	A	イ	湖心	S49. 3. 26 県告示285号	
檜原湖	A	ロ	湖心	〃	
小野川湖	A	ロ	湖心	〃	
秋元湖	A	ロ	湖心	〃	
曾原湖	A	ロ	湖心	〃	
雄国沼	A	ロ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群 [pHを除く]	A	ロ	毘沙門沼湖心	〃	
田子倉貯水池	A	イ	湖心	〃	
羽鳥湖	A	イ	湖心	〃	
奥只見貯水池 (福島県に属する水域に限る)	A	イ	湖心	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30 県告示 354号の改正
沼沢湖	A	イ	湖心	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7 県告示 458号の改正
尾瀬沼	A	イ	湖心	S56. 4. 10 県告示582号	
東山ダム貯水池	A	イ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
千五沢ダム貯水池	A	ニ (※)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	A	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※平成32年度までの暫定目標 COD 5.0 mg/L 以下 (平成28年2月23日県告示86号改正)

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※)	千五沢ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	

※平成32年度までの暫定目標 全窒素 0.95 mg/L 以下 (平成28年2月23日県告示86号改正)  
全りん 0.052 mg/L 以下 ( 同上 )

## (3) 全りんのみに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖	Ⅱ	イ	湖心	S61. 3. 11 県告示366号	
檜原湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
小野川湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
秋元湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	ニ (※)	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
大川ダム貯水池	Ⅲ	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※平成32年度までの暫定目標 全りん 0.014 mg/L 以下 (平成28年2月23日県告示86号改正)

## (4) 水生生物の保全に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
田子倉貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 12. 14 県告示738号	
奥只見貯水池	生物A	イ	湖心	〃	
沼沢湖	生物A	イ	湖心	〃	
尾瀬沼	生物A	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	生物A	イ	東山ダムサイト	H22. 3. 26 県告示205号	
千五沢ダム貯水池	生物B	イ	千五沢ダムサイト	H20. 3. 18 県告示197号	
大川ダム貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 9. 24 環境省告示46号	
猪苗代湖	生物A	イ	湖心	H24. 2. 24 県告示81号	
檜原湖	生物A	イ	湖心	〃	
小野川湖	生物A	イ	湖心	〃	
秋元湖	生物A	イ	湖心	〃	
曾原湖	生物B	イ	湖心	〃	
雄国沼	生物B	イ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群	生物B	イ	毘沙門沼湖心	〃	
羽鳥湖	生物A	イ	湖心	〃	

## 備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のウの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

### 3 海域

#### (1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備 考
相双地区地先海域	A	イ	釣師浜漁港沖約2,000m付近 真野川沖約2,000m付近 請戸川沖約2,000m付近	S50. 3. 17 県告示265号	
相馬港及び相馬 地先海域	A	イ	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近 地蔵川沖約2,500m付近	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30 県告示354 号の改正
松川浦海域	A	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	S49. 3. 26 県告示285号	
原町市地先海域	A	イ	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近 新田川沖約1,000m付近 新田川沖約5,000m付近	〃	
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	イ	中之作港沖約1,000m付近 豊間漁港沖約1,500m付近 夏井川沖約1,500m付近	〃	
いわき地先海域					
久之浜港	B	イ	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	S49. 3. 26 県告示285号	
四倉港	B	イ	埠頭先東約30m付近	〃	
豊間漁港	B	イ	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区) 漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	〃	
江名港	B	イ	東内防波堤先端から北西約50m付近	〃	
中之作港	B	イ	西防波堤先端から南約200m付近	〃	
小名浜港	B	イ	四号埠頭先	S47. 3. 31 県告示273号	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	イ	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近 八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	S53. 4. 7 県告示458号	
常磐沿岸海域	A	イ	蛭田川沖南南東約2,500m付近 鮫川沖南約2,000m付近	S48. 3. 31 県告示273号	

#### (2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
松川浦	Ⅱ	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	H9. 3. 14 県告示234号	
小名浜港	Ⅲ	イ	四号埠頭先	H22. 12. 14 県告示739号	H18. 3. 24県告示 277号の改正



## 水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成26年11月17日環境省告示第126号) (抜粋)

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1 c) (注 <sup>(6)</sup> 第三文を除く。)に 定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物 質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2 の(2)に より水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</li> <li>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</li> <li>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</li> <li>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL…のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</li> </ol>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

” 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

” 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 重 鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1（1）による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量 （COD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
C	工業用水2級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
" 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は 45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

イ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表13に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mL/L)} = 0.08 \times [ (B) - (A) ] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000/50$ <p>(A) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)</p> <p>(B) : 蒸留水について行った空試験値(mL)</p> <p>fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 // 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

// 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

// 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法 (準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

※ 水質汚濁に係る環境基準については、平成5年3月8日環告16号、平成11年2月22日環告14号及び平成21年11月30日環告78号により、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)の追加等がなされ、また、平成5年8月27日環告65号により海域の全窒素と全磷の基準が設定された。

さらに、平成15年11月15日環告123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準が「環境基準生活環境項目」として位置付けられた。

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知



水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号通知、  
平成25年3月27日付け環水大発1303272号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.0003mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下